

「縁結び応援団」募集要領

平成25年4月1日

こども政策局こども政策課

1 目的

少子化の一因である未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身者に対して、そのきっかけづくりを支援するため、出会いの場の提供等を実施する団体を募集する。

2 定義

3の応募条件に掲げる各要件を満たし、4の登録方法により登録した団体を「縁結び応援団」という。

3 応募条件

(1) 団体資格

宮崎県内に本社又は主たる事務所を有し、20歳以上の独身者に対して出会いの場を提供する等、結婚支援活動に取り組む民間団体。

ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は宮崎県暴力団排除条例(平成23年度宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
- ③ ①、②以外で反社会的活動を行う団体若しくは関連のある団体等
- ④ 結婚支援を目的とせず、面識のない異性との交際を求める者の求めに応じ、その異性交際の紹介を行う団体若しくはこれに類する団体等

(2) 活動資格

団体資格に定める出会いの場の提供等結婚支援活動に取り組むこと。

ただし、次に掲げるようなことは行ってはならない。

- ① 社会通念に照らして適当ではない行為や商品の販売・販売の斡旋
- ② 当事業以外の業務への勧誘など、事業趣旨を逸脱する活動

(3) 登録資格

県内における結婚に対する気運の醸成及び結婚支援活動の活性化を図るため、原則として「縁結び応援団」意見交換会に出席すること。

ただし、こども政策課(以下「県」とする。)が実施する結婚支援事業において、採択を受け、事業を実施しようとする団体は、「縁結び応援団」意見交換会に必ず出席すること。

4 登録方法

縁結び応援団の登録方法については、次のとおりとする。

- (1) 登録を受けようとする団体等(以下「団体等」という。)は、登録申込

書（別記様式1）、誓約書（別記様式2）及び団体等の活動概要が分かる書類を県に提出する。

- (2) 県は、登録申込書を審査の上、登録する。
- (3) 県は、必要に応じて訪問する等、団体等の確認を行う。
- (4) 登録内容に変更があったときは、別記様式3により速やかに届け出る。
- (5) 登録を辞退しようとするときは、別記様式4により行う。
- (6) 登録後、3の応募条件(1)、(2)に該当しなくなった場合、又は県が不適當と認める場合は、登録を取り消す。

5 免責事項等

- (1) 縁結び応援団が実施するイベント（「イベント」という。）は、各縁結び応援団が責任を持って実施する。
- (2) イベントの内容に対する問い合わせや苦情等に対して、各縁結び応援団は速やかにかつ誠実に対応する。
- (3) 縁結び応援団は、イベント参加者等の個人情報を厳重に管理する。
- (4) 縁結び応援団は、イベント参加者がストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報を聞き出すなどの行為を行わないことを徹底する。
- (5) アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起する。
- (6) 縁結び応援団は、必ずメール及び電話で連絡が取れる体制を常にとっておく。